（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　密輸対策官三人

ニ　指定薬物専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

三　（略）

四　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官一人

ロ　上席密輸対策官一人

ハ　密輸対策官二人

ニ　指定薬物専門官一人

ホ　再乱用防止対策官一人

五　（略）

（再乱用防止対策官の職務）

第七百三十四条の五　再乱用防止対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（薬物使用に係るものに限る。）を犯した者の再犯の防止に関する事務を行う。

（サイバー犯罪対策官）

第七百三十四条の六　（略）

（沖縄分室）

第七百三十七条　（略）

2　沖縄分室は、九州厚生局の所掌事務（国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関することに限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

（削る）

（削る）

附　則

1・2　（略）

（受動喫煙対策推進官の設置期間の特例）

3　第二十条第一項の受動喫煙対策推進官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局及び近畿厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　密輸対策官二人

ニ　指定薬物専門官一人

三　（略）

（新設）

四　（略）

（新設）

（サイバー犯罪対策官）

第七百三十四条の五　（略）

（沖縄分室）

第七百三十七条　（略）

2　沖縄分室は、九州厚生局の所掌事務（次に掲げるものに限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

一　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。

二　医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務を行うこと。

附　則

1・2　（略）

（新設）